

XVI 死刑制度

1 宮崎決議

日弁連は、2004年10月8日に宮崎で開催された第47回人権擁護大会で、「死刑執行停止法の制定、死刑制度に関する情報の公開及び死刑問題調査会の設置を求める決議」（以下「宮崎決議」という。）を採択した。

これは、死刑存置、死刑廃止いずれの立場に立ったとしても、日本においては数多くのえん罪の問題があることなどを考えると、現在の日本の「死刑に関する刑事司法制度の制度上・運用上の問題点について抜本的な改善がなされない限り、少なくとも死刑の執行はもはや許されない状況にある。」としたものである。

しかし「死刑執行停止」を求めるものの、死刑制度そのものについて、存廃いずれかの立場をとることはなかった。

2 高松宣言

その後、2011年10月7日に高松で開催された第54回人権擁護大会において、「罪を犯した人の社会復帰のための施策の確立を求め、死刑廃止についての全社会的議論を呼びかける宣言」（以下「高松宣言」という。）を採択した。

これは、宮崎決議を一步進めたものであり、死刑制度について、「死刑のない社会が望ましい」という価値判断を日弁連として行ったものである。

しかし、「理念」としては「死刑のない社会が望ましい」と価値判断をしたものの、「制度」として廃止すべきかどうかについては、死刑廃止後の代替刑をどうするのか等検討すべき点があり、「死刑のない社会が望ましいことを見据えて、死刑廃止についての全社会的議論を直ちに開始することを呼びかける必要がある。」としたものである。

3 福井宣言

(1) 福井宣言の概要

これら宮崎決議、高松宣言を踏まえ、日弁連内では制度としての死刑廃止を提言すべきか後述するようにさまざまな議論がなされた。その上で、日弁連

は、2016年10月7日に福井で開催された第59回人権擁護大会において「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」（以下「福井宣言」という。）を採択した。

福井宣言は、刑罰制度全体の改革を求めるものであるが、死刑制度とその代替刑について、日本において国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRESS）が開催される2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきであること、死刑を廃止するに際して、死刑が科されてきたような凶悪犯罪に対する代替刑を検討すること、代替刑としては、刑の言渡し時には「仮釈放の可能性がない終身刑制度」、あるいは、現行の無期刑が仮釈放の開始時期を10年としている要件を加重し、仮釈放の開始期間を20年、25年等に延ばす「重無期刑制度」の導入を検討すること、ただし、終身刑を導入する場合も、時間の経過によって本人の更生が進んだときには、裁判所等の新たな判断による「無期刑への減刑」や恩赦等の適用による「刑の変更」を可能とする制度設計が検討されるべきであるとすものである。

そしてこの福井宣言を受け、日弁連内には、会長を本部長とする「死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部」（以下「死刑廃止実現本部」という。）が設置された。

(2) 福井宣言に至る議論

福井宣言をなすに当たっては、犯罪被害者支援に関する視点から意見が寄せられ激論が交わされた。この点について、福井宣言は次のように述べている。多少長くなるが、引用して紹介する。

「犯罪が起こったとき、我々は、これにどう向き合うべきなのか。そして、どうすれば、人は罪を悔いて、再び罪を犯さないことができるのだろうか。

悲惨な犯罪被害者・遺族のための施策は、犯罪被害者・遺族が、被害を受けたときから、必要な支援を途切れることなく受けることができるようなものでなければならず、その支援は、社会全体の責務である。また、犯罪により命が奪われた場合、失われた命は二度と戻ってこない。このような犯罪は決して許されるものではなく、遺族が厳罰を望むことは、ごく自然なことである。

一方で、生まれながらの犯罪者はおらず、犯罪者

となってしまった人の多くは、家庭、経済、教育、地域等におけるさまざまな環境や差別が一因となって犯罪に至っている。そして、人は、時に人間性を失い残酷な罪を犯すことがあっても、適切な働き掛けと本人の気付きにより、罪を悔い、変わり得る存在であることも、私たちの刑事弁護の実践において、日々痛感するところである。

このように考えたとき、刑罰制度は、犯罪への応報であることにとどまらず、罪を犯した人を人間として尊重することを基本とし、その人間性の回復と、自由な社会への社会復帰と社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の達成に資するものでなければならない。このような考え方は、再犯の防止に役立つ、社会全体の安全に資するものであって、2003年に行刑改革会議が打ち立て、政府の犯罪対策閣僚会議においても確認されている考え方である。」

4 死刑制度の廃止に向けて

国際社会の潮流は、死刑の廃止に向かっている。福井宣言では、「刑罰制度全体の改革を考えるに当たっては、とりわけ、死刑制度が、基本的人権の核をなす生命に対する権利（国際人権（自由権）規約第6条）を国が剥奪する制度であり、国際人権（自由権）規約委員会や国連人権理事会から廃止を十分考慮するよう求められていることに留意しなければならない。」と述べたところである。死刑制度を廃止する国は増加の一途をたどっており、2014年12月18日、第69回国連総会において、『死刑の廃止を視野に入れた死刑執行の停止』を求める決議が、117か国の賛成により採択された（日本を含む38か国が反対し、34か国が棄権したものの、過去4回行われた同決議の採択で最も多くの国が賛成した。）。

2018年12月17日、国連総会において史上最多の支持を得て、死刑執行停止を求める決議案が可決された。死刑制度を残し、現実的に死刑を執行している国は、今や少数になっている。国連の自由権規約委員会、拷問禁止委員会及び人権理事会は、死刑の執行を繰り返している日本に対し、死刑執行を停止し、死刑廃止を前向きに検討するべきであるとの勧告を出し続けている。

このように国際社会の大勢が死刑の廃止を志向し

ているのは、死刑判決にも誤判のおそれがあり、刑罰としての死刑にその目的である重大犯罪を抑止する効果が乏しく、死刑制度を維持すべき理由のないことが次第に認識されるようになったことが一因である。

日本では過去に4件の死刑確定事件について再審無罪が確定した。当連合会が再審を支援している死刑事件である袴田事件もえん罪の可能性があり、2014年3月に再審開始決定がなされ、袴田氏は約48年ぶりに釈放され、その後、再審開始決定の取消し・再審請求の棄却決定があったものの、なお再審に向けた手続きが続いている。死刑判決を下すか否かを人が判断する以上、えん罪による処刑を避けることはできない。執行されてしまえば、二度と取り返しがつかない。さらに、日本の刑事司法制度は、長期の身体拘束・取調べや証拠開示等に致命的欠陥を抱え、えん罪の危険性は重大である。近年は日本で死刑が執行された際にはEU代表部と加盟国駐日大使ら、ドイツ人権政策委員、駐日フランス大使等が相次いで死刑廃止を呼びかける声明等を公表している。2018年にオウム真理教の信者13人に対し死刑が執行された際には、国際的に報道もなされ、注目を集めた。

5 国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRESS）

国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRESS）とは、犯罪防止・刑事司法分野における国連最大の国際会議であり、各国の司法大臣、検事総長等ハイレベルの各国政府代表、国際機関、NGO関係者等が参加し、犯罪防止・刑事司法分野の対策や国際協力の在り方について検討し、政治宣言を採択するものである。1955年以降、5年ごとに開催されており、2020年に日本で開催されることとなっている。日本では1970年に京都で開催されてから50年ぶりであり、法務省は、「この50年のわが国のたゆまぬ努力の結実としての国家の成熟や法の支配の浸透を是非世界中の方々に体感していただきたいと考えております。また、国内的にも、安全・安心な社会の実現や犯罪防止、そしてこれらを支える法遵守の文化についての国民的関心を高める機会としたいと考えております。」（2017年8月15日、法務大臣閣議後記者

会見)と述べている。また2020年には日本でオリンピック・パラリンピックの開催も予定されている。福井宣言は、このように世界中から日本への注目が集まる2020年を格別の機会と捉えて、死刑制度の廃止を目指すべきであるとしたのである。

6 弁護士会会員への理解と協力を求める活動

福井宣言については、強制加入団体である弁護士会として、死刑制度を廃止すべきであるとの宣言を行うことは、弁護士会会員の思想・良心の自由に対する重大な侵害となり得るのではないかとの意見が出された。

この点については、別な案件ではあるが、既に判例があり、「本件法律案の国会提出に反対するという団体としての一定の意見を表明する決議がされたからといって、当然に会員個々人がすべて右意見を遵守し、これと異なる意見を表明し活動することができなくなるという趣旨ないし効力までを有すると解することはできない」、「原告らに対し、その意に反して右運動のよって立つ意見、立場等についての支持の表明を強制しているに等しいということではできず、原告らの思想、良心の自由を侵害することになるものではないと解するのが相当である。」(東京地裁平成4年1月30日判決。判例時報1430号108頁。平成4年12月21日東京高裁判決で控訴棄却。)と判示されているものの、福井宣言について、会員の理解と協力を得ることは極めて重要である。

そのため、死刑廃止実現本部と日弁連執行部のメンバーが、すべての弁護士会を訪れ、福井宣言について会員の理解と協力を得るための活動を継続的に行っている。

7 国会議員らとの連携の必要性

日弁連は、新任の法務大臣が就任する都度、死刑執行停止等を求める要請書を提出してきた。近年は2011年を除き、毎年死刑の執行がなされているが、日弁連は、死刑執行がなされる度に、死刑執行に抗議する会長声明を公表してきた。しかし、法務大臣に対する抗議だけでは、死刑廃止の機運は盛り上がっていかない。

死刑制度の廃止は、日弁連だけでできることでは

ない。国会議員や宗教団体、市民運動などの活動が重要である。

2018年12月、超党派の国会議員による「日本の死刑制度の今後を考える議員の会」(河村建夫会長・自民党)が結成された。死刑廃止議連が事実上活動をしていることから、新たな議員連盟の活動に注目したい。死刑制度の廃止のためには、政治家のリーダーシップが不可欠であり、議員連盟と相互理解を深める必要がある。

また宗教界においては、全日本仏教会が2019年中に死刑制度についての意見をまとめるとのことであり、同年秋には2018年に信者に対する教理の手引きである「カテキズム」の文面を変更し、死刑はいかなる状況においても容認できないと明記したカトリック教会のローマ教皇の日本訪問が予定されている。これらの宗教団体の活動にも目を配る必要がある。

このほか死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム'90、アムネスティ・インターナショナルなどの市民運動団体のほか、日本に死刑廃止を求めているEU(欧州連合)、イギリスなどとも協力し合い、福井宣言の実現を目指す活動を重ねる予定である。

小川原 優之(第二東京)